

## 水力発電設備における電気事業法に基づく工事計画の届出・認可申請漏れ一覧

## ○水力発電設備の電気事業法に基づく工事計画の届出・認可申請漏れ

発電所	実施工事	実施年月	該当法令 <sup>※1</sup>
洛北 (京都府)	発電機取替工事	S56. 1	第48条1項
大戸川 (滋賀県)	発電機取替工事	S59. 10	第48条1項
読書 (長野県)	中性点接地装置 <sup>※2</sup> 取替工事	S63. 11	第47条1項

## ※1 電気事業法（現在の条項で記載）

## 第47条1項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

## 第48条1項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

## ※2 中性点接地装置

地絡事故時に事故点を除去する保護継電器等を確実に動作させるとともに、地絡事故時の地絡電流を抑制するために変圧器の中性点に設置される設備